

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国は国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかし現在、急速な少子高齢化や国民の意識変化等により大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにすべく、その構造改革が急務となっています。

このような状況に対応するため、健康と長寿を確保しつつ、医療費増加の抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防が重要な取組みとして求められるようになりました。「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に基づき、40歳から74歳を対象に糖尿病等の生活習慣病に着目した健康診査(特定健康診査)の実施、そして、特定健診の結果から保健師等専門職による支援が必要である者に対して行う保健指導(特定保健指導)が義務付けられました(以下、特定健康診査及び特定保健指導を特定健康診査等と記す)。

本計画は本市の特定健康診査等の実施方法に関する基本的事項を提示し、実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものになります。

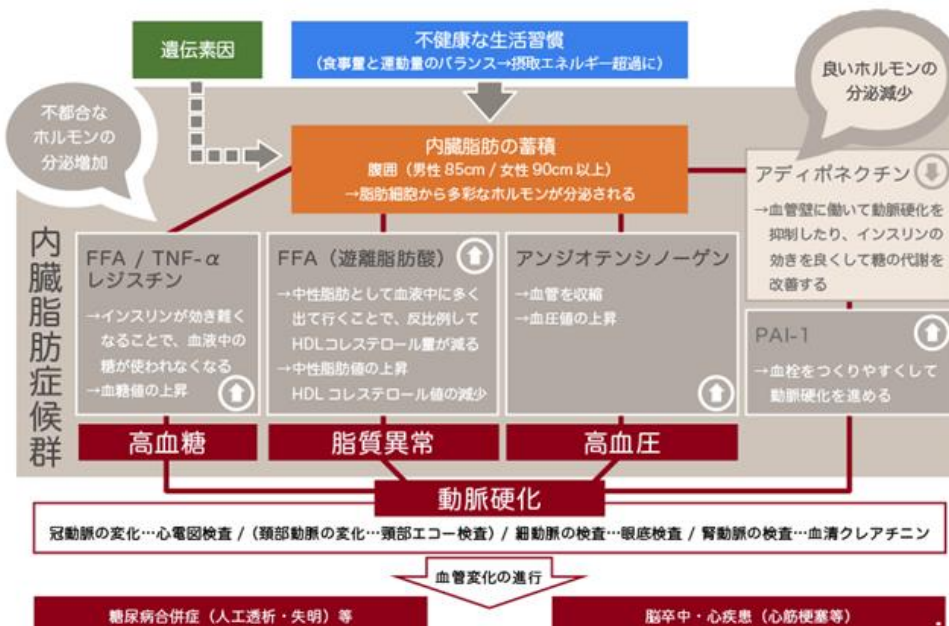
2 特定健康診査等の基本的な考え方

特定健康診査等は、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診査等を行うことにその特色があります。

不適切な食生活や運動不足などの不健康な生活習慣によって内臓脂肪が蓄積されると、高血糖や脂質異常、高血圧などのリスクが高まり、生活習慣病を引き起こすとともに動脈硬化により血管変化が進行します。さらに、これらの疾病が重症化することにより、糖尿病合併症による人工透析・失明・脳卒中や心筋梗塞等の心疾患の重篤な疾病に至り、要介護状態や生命の危険につながります。

特定健康診査を定期的に受診することにより、自らの生活習慣を見直す機会を提供するとともに、生活習慣病になる恐れの高い人に対しては保健指導を行い、その要因となっている生活習慣を改善することによって生活習慣病の発症や重症化を予防します。

■メタボリックシンドロームのメカニズム



資料 厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト「メタボリックシンドロームのメカニズム」より

3 計画の位置づけ

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条第 1 項及び「特定健康診査等基本方針」に基づき、保険者が策定する計画です。

計画策定にあたっては、「埼玉県地域保健医療計画」、「健康埼玉 21」、「いろは健康 21 プラン」、「志木市データヘルス計画」、「志木市高齢者保健福祉計画」等と整合のとれたものとします。

■他計画との関係性

計画の種類	特定健康診査等 実施計画	保健事業実施計画 (データヘルス計画)	健康増進計画
計画の名称	第 3 期志木市特定健康診査等実施計画	第 2 期志木市国民健康保険保健事業実施計画	次期いろは健康 21 プラン (第 4 期)
法律	高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条	国民健康保険法第 82 条	健康増進法第 8 条
実施主体	保険者(義務)	保険者(努力義務)	市(努力義務)
計画期間	平成 30~35 年度 (2018~2023 年度)	平成 30~35 年度 (2018~2023 年度)	平成 31~35 年度 (2019~2023 年度)
目的	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸 ◆メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の発症予防と重症化の抑制 ◆医療費適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸 ◆メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の発症予防と重症化の抑制 ◆医療費適正化 ◆財政基盤強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現 ◆生活習慣病の発症や予防 ◆社会保障制度を維持可能とするための生活習慣の改善及び社会環境の整備
対象者	国民健康保険被保険者(40 歳~74 歳)	国民健康保険被保険者(0 歳~74 歳)	全ての市民
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆特定健康診査・保健指導の取組み状況 ◆特定健康診査・保健指導受診率向上施策 ◆特定健康診査・保健指導の実施方法 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活習慣・健康状態の把握 ◆生活習慣の改善 ◆介護予防の推進 ◆こころの健康づくり対策 	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康意識・健康管理 ◆栄養・食生活 ◆歯と口腔の健康 ◆身体活動・運動 ◆休養・こころの健康 ◆喫煙(COPD)・アルコール

4 計画の期間

計画の期間については、関係する計画との整合性を図るため、平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間とします。また、策定後は、実施状況について毎年評価を行います。

■計画の期間

		年度												
		H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)		
国	健康日本21（第2次）	[Blue bar spanning H25 to H35]												
県	埼玉県地域保健医療 計画	[Blue bar spanning H25 to H35]												
	健康埼玉21	[Blue bar spanning H25 to H35]												
	健康長寿計画				[Blue bar spanning H28 to H31]									
市	将来ビジョン	[Blue bar spanning H25 to H35]												
	地域福祉計画	[Blue bar spanning H25 to H27]			[Blue bar spanning H28 to H31]						[Blue bar spanning H32 to H35]			
	いろは健康21プラン	[Blue bar spanning H25 to H35]												
	データヘルス計画			[Blue bar spanning H27 to H31]						[Blue bar spanning H32 to H35]				
	特定健康診査等実施 計画	[Blue bar spanning H25 to H35]												
	高齢者保健福祉計画	[Blue bar spanning H25 to H27]			[Blue bar spanning H28 to H31]						[Blue bar spanning H32 to H35]			

※ 計画の期間は、全国及び都道府県医療費適正化計画の計画期間、並びに特定健康診査等実施計画の計画期間が5年から6年に見直されとことにより、埼玉県地域保健医療計画の第7次（第3期埼玉県医療費適正化計画を含む）の最終年度である平成35年度（2023年度）にあわせ、6年を1期として策定します。